

2008.4.15

文化審議会著作権分科会・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

アーカイブワーキングチーム

図書館等におけるアーカイブ事業の円滑化方策について（骨子案）に対する意見

社団法人 日本書籍出版協会

資料のデジタル化は有益なコンテンツの保存と利用の両方の観点から有効性を認めるものであり、今後図書館が積極的に進めたいことについては理解しており、その意味で今回の保存と閲覧に限定したアーカイブ化に反対するものではありません。その意味において、標記骨子案については、ワーキングチームの結論としては、概ね妥当であると考えます。

今回の骨子案については、以下の点については特にご配慮いただきたくお願いいたします。

1. デジタル化された画像データを LAN を通して館内での閲覧に供する場合、本館、関西館、国際子ども図書館の間で相互に利用可能とすることは認められても良いと考えますが、この3館が「同一構内にあるので公衆送信にあたらぬ」という表現は、他の図書館あるいは施設で、物理的に離れた関係施設でも「同一構内」とみなしうるといふ拡大解釈を招く恐れがあります。このような誤解を招きかねない表現は改め、あくまでも国立国会図書館として例外的なものであるということを明記すべきと考えます。
2. 館内での閲覧利用の場合、デジタル化された画像データであれば、同時に複数の利用者が利用することが可能になります。原本の代替物ということであれば、館内の閲覧利用であっても、同時アクセスの人数は制限すべきであると考えます。
3. 館外利用については、今後、関係者間での協議を行い、その協議が整うまでは配信を行わないという方針は誠に妥当なものであると考えます。ただし、この骨子案の中でも、協議を行う上での大前提である「一般市場で流通しており、入手可能なものについては館外への配信は行わない」ということを明記しておくべきであると考えます。

以上の各点を盛り込んで、骨子案を別紙の通り一部修正いただくことを提案いたします。よろしくご検討下さいますようお願いいたします。

なお、今後の問題として、図書館の物理的制約を越えて、著作物を無償で利用できることになると出版社の事業活動に大きな影響を与える可能性が生じます。その意味において、今回のデジタルアーカイブの問題は、独立した問題ではなく、国会図書館あるいは図書館全体の将来展望とも関わるものであり、次のような事項についての議論を十分尽くすことが必要であると考えます。

納本制度との関連において今後出版社がデジタルデータを提供することの可能性。

国会図書館以外における同趣旨の利用の可能性とその是非。

公共貸与権、さらには複写に対する補償金制度の導入等との関連。

これらの問題については、今後、著作権分科会の場合でも、関係者間の協議でも十分な議論が尽くされることを要望いたします。

以 上